

健康診断個人票(雇入時)

氏名		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
		性別	男 ・ 女	年 齢	歳
業務歴		既往歴		血 圧 (mmHg)	
				貧血検査	血色素量 (g/dl)
自覚症状		他覚症状		赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )	
				肝機能検査	G O T (IU/l)
身長 (cm)		体重 (kg)		G P T (IU/l)	
				γ - G T P (IU/l)	
BMI		腹囲 (cm)		血中脂質検査	
				LDLコレステロール (mg/dl)	
視力		右 ( )		HDLコレステロール (mg/dl)	
				トリグリセライド (mg/dl)	
聴力		左 ( )		血糖検査 (mg/dl)	
				尿検査	
胸部エックス線検査		直接撮影 年 月 日		たん	
				白	
フィルム番号		No.		心電図検査	
				その他の法定検査	
備考				その他の検査	
				医師の診断	
				健康診断を実施した医師の氏名	
				医師の意見	
				意見を述べた医師の氏名	
				歯科医師による健康診断	
				歯科医師による健康診断を実施した	
				歯科医師の氏名	
				歯科医師の意見	
				意見を述べた歯科医師の氏名	

備考

- 1 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 BMIは、次の算式により算出すること。  

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 3 「視力」の欄は、矯正していない場合は( )外に、矯正している場合は( )内に記入すること。
- 4 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 5 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 6 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 7 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 8 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

健康診断個人票

氏名	生年月日		年月日		雇入年月日	年月日		
	性別		男・女					
健診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
他の法定特殊健康診断の名称								
業務歴								
既往歴								
自覚症状								
他覚症状								
身長 (cm)								
体重 (kg)								
B M I								
腹囲 (cm)								
視力	右	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	左	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
聴力	右 1000Hz	1所見なし 2所見あり						
	4000Hz	1所見なし 2所見あり						
	左 1000Hz	1所見なし 2所見あり						
	4000Hz	1所見なし 2所見あり						
	検査方法	1オーディオ 2その他						
胸部エックス線検査	直接撮影	年月日	直接撮影	年月日	直接撮影	年月日	直接撮影	年月日
	間接撮影	年月日	間接撮影	年月日	間接撮影	年月日	間接撮影	年月日
フィルム番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	
かくたん 喀痰検査								
血圧 (mmHg)								
貧血検査	血色素量 (g/dl)							
	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )							
肝機能検査	G O T (IU/l)							
	G P T (IU/l)							
	γ-G T P (IU/l)							
血中脂質検査	LDLコレステロール(mg/dl)							
	HDLコレステロール(mg/dl)							
	トリグリセライド(mg/dl)							
血糖検査 (mg/dl)								
尿検査	糖	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +	
	たん 蛋 白	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +	
心電図検査								

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 法 定 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した 歯 科 医 師 の 氏 名					
歯 科 医 師 の 意 見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備 考					

備考

- 1 労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行つたときに用いること。
- 2 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
  - (1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石綿 8. じん肺)
- 3 BMIは、次の算式により算出すること。
 
$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 4 「視力」の欄は、矯正していない場合は( )外に、矯正している場合は( )内に記入すること。
- 5 「聴力」の欄の検査方法については、オーディオメーターによる場合は1に、オーディオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第4項の規定により医師が適当と認める方法により行つた聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- 6 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行つた健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 7 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 8 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 9 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 10 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

海外派遣労働者健康診断個人票(派遣前・帰国後)

氏名		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
		性別	男 ・ 女	年齢	歳
業務歴		血 圧 (mmHg)			
既往歴		貧血検査	血色素量 (g/dl)		
			赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )		
自覚症状		肝機能検査	G O T (IU/l)		
			G P T (IU/l)		
			γ-G T P (IU/l)		
他覚症状		血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)		
			HDLコレステロール (mg/dl)		
			トリグリセライド (mg/dl)		
身長 (cm)		血 糖 検 査 (mg/dl)			
		尿 検 査	糖		- + + + + +
体重 (kg)		たん			
B M I		蛋	白		- + + + + +
腹 囲 (cm)		心 電 図 検 査			
視力	右 ( )	医師が必要であると認める項目			
	左 ( )				
聴力	右 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
	4000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
	左 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
	4000Hz	1 所見なし	2 所見あり		
胸部エックス線検査	直接撮影	間接撮影			
		年 月 日			
		その他の検査			
		医師の診断			
フィルム番号	No.	健康診断を実施した医師の氏名			
		医師の意見			
かくたん 喀痰検査		意見を述べた医師の氏名			
備考					

備考

- 労働安全衛生規則第45条の2の健康診断を行つたときに用いること。
- 表題中「派遣前」又は「帰国後」のうち、該当するものに丸印をつけること。
- BMIは、次の算式により算出すること。  

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は( )外に、矯正している場合は( )内に記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。